

# Techno Report

**『住宅用火災警報器等の設置』が義務付けられました**

消防法改正により、**全ての住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。**(平成18年6月1日施行)  
 (社)日本火災報知機工業会のホームページによりますと、新築住宅は平成18年6月1日から、「既設住宅は平成23年5月31日までの間で市町村条例で定める」となっています。近県では、群馬県内の各市町村は平成20年6月1日から、栃木県内の各市町村は平成21年6月1日から、埼玉県は平成20年6月1日(行田市のみ平成23年6月1日)からとなっています。詳細につきましては、(社)日本火災報知機工業会のホームページを参照してください。

**設置義務付けの背景**

住宅火災による死者数は増加中



死者の約6割が65歳以上の高齢者



死亡原因の約6割が逃げ遅れ



住宅火災の死者は約9割



**設置基準**

取付が義務付けられている所



取付をおすすめする所



群馬県、栃木県、埼玉県はこの基準でしたが、他にはこれとは異なる場合がありますので、社団法人日本火災報知機工業会のホームページを確認して下さい。

社団法人 日本火災報知機工業会のホームページより

2009年 3月31日まで  
**『住宅用火災警報器  
 販売促進キャンペーン』**  
 を行なっています。

ホーチキ製 **SS-2LFH-10型**  
 標準小売価格 8,800円を  
**格安3,200円(税別)で**



**特徴**

2段階スリープ音 + 音声でわかりやすい警報  
 壁や天井に取付が簡単  
 10年寿命リチウムイオン電池内蔵

**業界唯一**

電池の接続不要!  
 ボタンを押すだけで、すぐに監視が始まります。  
 見えないところまで高品質!  
 金メッキ端子 + 基板コーティング

発行 藤田テクノ株式会社 テクノレポート発行委員会  
 〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町1174-5 TEL 027-361-8111 FAX 027-363-1922  
 太田支店 TEL 0276-46-1348 埼玉支店 TEL 049-279-3011  
 URL: <http://www.fujita-tec.co.jp> MAIL: [m-takagi@mail.fujita-tec.co.jp](mailto:m-takagi@mail.fujita-tec.co.jp) (メール配信ご希望の方はこちらまで)

2009年 3月10日発行  
 編集 / 都木  
 問合せ先 : 技術部 / 都木 橋場

本紙は、弊社よりの納品書等の郵送時に同封させて頂きますので重複等が発生する事がございます。予めご了承下さい。